

# デイサービスセンターいたや荘 虐待の防止のための指針

## 1 施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)は、平成18年4月1日から施行されました。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の促進をすることとしています。利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

高齢者虐待防止法では、高齢者を65歳以上の者と定義しています。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービス提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます。

また、高齢者虐待を、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」を次のように定義しています。

### 養介護施設従事者等による高齢者虐待

「養介護施設（特別養護老人ホーム）」又は「養介護事業（（介護予防）短期入所生活介護）」の業務に従事する職員（直接サービス提供しない職員（施設長、事務職員等）を含む）が行う次の行為とされています。

#### （1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

##### 【具体的な例】

- ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
- ・ぶつかって転ばせる。
- ・刃物や器物で外傷を与える。
- ・入浴時、熱いシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・本人に向けて物を投げつけたりする。
- ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッドから移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。
- など

## (2) 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### 【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やコキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。
- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方どおりの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方どおりの治療食を食べさせない。
- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。
- ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手当てをしていない。  
など

## (3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的な外傷を与える言動を行うこと。

### 【具体的な例】

- ・怒鳴る、罵る。
- ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぐ」などと言い脅す。
- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
- ・「意味もなくコールを押さないで」「何でこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
- ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる。（他の利用者にやらせる）。
- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。
- ・本人の家族に伝えて欲しいという訴えを理由なく無視して伝えない。

- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
  - ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
  - ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
  - ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
  - ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
  - ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
  - ・浴室脱衣場で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。
- など

#### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

##### 【具体的な例】

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
  - ・性的な話しを強要する。(無理やり聞かせる、無理やり話させる)
  - ・わいせつな映像や写真を見せる。
  - ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。  
撮影したものを見せる。
  - ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
  - ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見せないための配慮をしない。
- など

#### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

##### 【具体的な例】

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
  - ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。
  - ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
  - ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。
- など

## 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会その他施設内の組織に関する事項

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、職員に対する研修の実施のほか、利

用者や家族からの苦情処理体制の整備、その他職員等による高齢者虐待防止のための措置を講じなければなりません。また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報義務として定められています。

これに基づき当施設内に「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会）という）を設置します。

### （1）委員の構成と職務

虐待防止検討委員会の構成は、次に掲げる委員とする。

- ① 管理者（委員長）
- ② 生活相談員（副委員長・担当者）
- ③ 看護職員
- ④ 機能訓練指導員
- ⑤ 介護職員
- ⑥ サービス提供責任者
- ⑦ 在宅介護支援センター相談員
- ⑧ その他、園長が必要と認める者

### （2）委員会の業務

虐待防止検討委員会の主な責務（対応する職種）は、次に掲げるとおりとする。

- ① 虐待防止検討委員会の開催（生活相談員）
- ② 虐待の防止のための職員研修の企画立案（生活相談員）
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備（管理者、生活相談員）
- ④ 職員が虐待等を把握した際の迅速な通報と情報提供（管理者、生活相談員）
- ⑤ 虐待等に対しての再発防止策の効果についての再評価（管理者、生活相談員）
- ⑥ その他、虐待等防止のために必要な事項の推進（その他の委員等）

### （3）委員会の運営

虐待防止検討委員会の運営は、次に掲げるとおりとする。

- ① 委員会は、月1回程度、及び必要に応じて開催する。
- ② 委員会は、運営委員会などの他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種や取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営することができる。
- ③ 委員会開催後、速やかに会議録を作成し、2年間保存する。

## 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当施設における指針に基づ

き、虐待の未然防止、早期発見の徹底を行います。

職員教育を徹底させるため、定期的な施設内研修(年2回以上)を実施するとともに、採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。定期的な施設内研修の内容については、記録を行い全職員へ回覧し周知徹底を行う。

また、施設外研修に出席した職員の復命書や研修資料等も同様の取扱いとする。

なお、当該記録については2年間の保存をしなければならない。その完結の日とは、個々の利用者につき、契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指します。

#### 4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報します。当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力します。虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、事故報告書等を活用し、当時の状況や発生原因等の究明・分析から得られた防止策を市町村等へ報告します。その再発防止策を講じた際に、その効果についての評価を行い職員へ周知徹底します。

#### 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

職員は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置を講じます。

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口（市町村・北部包括支援センター）に通報します。

利用者、家族及び職員から虐待等に係る相談等があった場合は、管理者及び生活相談員へ報告を行い、虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報します。

当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等の協力するものとする。虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は、その再発防止を確実に行います。

#### 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

認知症等で高齢者の判断能力が低下している場合等は、成年後見制度活用の周知及び実施機関である地域包括支援センター、社会福祉協議会及び成年後見制度に関わる専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等の情報提供を行います。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

利用者及びその家族等から虐待等に係る苦情や相談があった場合は、迅速かつ適切に対応し、必要な改善を行います。

当施設の虐待等に係る苦情受付担当者（管理者及び生活相談員）、虐待等に係る苦情解決責任者（管理者）とする。認知症等で高齢者の判断能力が低下している場合等は、成年後見制度活用の周知及び実施機関である地域包括支援センター、社会福祉協議会及び成年後見制度に関わる専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等の情報提供を行います。

## 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

この指針は、当施設内において、いつでも自由に閲覧することができます。

## 附 則

- 1.この指針は、令和3年4月1日から施行する。